

米・水田政策の変遷（米から他作物への転換）

- 米の過剰生産に対応するため、1971年（昭和46年）から生産調整を本格実施し、水田での麦、大豆等への作付けに対して助成を開始。
- 以降、水田における主食用米以外への作付け支援としては、対象品目の追加や、地域裁量性の高い仕組みの導入等の所要の制度変更を経て、2014年（平成26年）以降、水田活用の直接支払交付金を措置。2018年からは行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産数量目安値の提示へ。
- 県は、市町村、JAグループ等と連携のもと、主食用米の需要に応じた生産を推進する。

	1995～2003年 (H7～15)	2004～2006年 (H16～18)	2007～2009年 (H19～21)	2010～2013年 (H22～25)	2014～2017年 (H26～29)	2018年～ (H30～)
基本的な方針等	食糧法	米政策改革	品目横断	戸別所得補償制度 (H25～経営所得安定対策)	農政改革（新たな経営所得安定対策等）の実施・定着	
	食糧法（H7）に基づく自主流通米を主体とした流通への転換等 2000年（H12）～ 食料・農業・農村基本法を踏まえ、水田の麦、大豆、飼料作物等の本格化の推進	農業者・農業者団体が主体となる需給調整への転換 (H16 食糧法改正) 生産調整面積（ネガ）から生産数量目標（ポジ）の配分へ	主食用米以外の米による転作転換の推進（H20～新規需要米への助成の本格実施） (H19～) 品目横断経営安定対策の導入	生産数量目標の達成にかかわらず、自給率向上のため、主食用米以外の作物に助成 主食用米へのメリット措置による生産調整へ参加誘導	生産者自らが経営判断、販売戦略により行う需要に応じた生産・販売を推進 地域の創意工夫を生かした産地づくりを推進 (産地交付金を充実させ、地域の水田フル活用ビジョンに基づく各種取組を支援) (H26～) 飼料用米等への数量払い（単収に応じた支援単価）を導入 (H27～) ゲタ・ナラシの規模要件を廃止 (H30～) 行政による生産数量目標の配分を廃止	
配目標	生産調整面積を配分	生産数量目標を配分（H22～ 生産数量目標未達成に伴う各種ペナルティ措置を全て廃止）				目標の配分なし (生産数量目安値の提示へ移行)
生産調整実施者	助成用主成付米食	なし (※ ₁ H20補正予算にて生産数量目標換算面積あたり3,000円/10a)		米の所得補償交付金 (15,000円/10a)	米の直接支払交付金 (7,500円/10a)	なし
	米対策下落	稻作経営安定対策	担い手経営安定対策 等	収入減少影響緩和対策交付金 (ナラシ) 等	収入減少影響緩和対策交付金 (ナラシ) 等	収入減少影響緩和対策交付金 又は 収入保険（選択制） (※ ₂)
安経定営対策得	品目ごとの所得安定対策を実施	【生産条件不利補正】畑作物の直接支払交付金（ゲタ） 【影響緩和（セーフティネット）】米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ） ゲタ対象者：4ha以上の認定農業者（都道府県）等が対象→（H23～H26 全ての販売農家が対象）→H27～規模要件を廃止 ナラシ対象者：同上→（H22～H25 主に米価変動補填交付金で対応）→ 同上				
主食用米以外への作付支援	達成配分要件の	あり		なし		
	全国交付一金律の	水田農業経営確立対策 等	なし	H20～ 水田等有効活用促進対策事業	水田活用の所得補償交付金	水田活用の直接支払交付金
	性地交付の域あ裁量的	限定的	産地づくり交付金	産地確立交付金	産地資金 (水田活用の所得補償交付金の内訳)	産地交付金（水田活用の直接支払交付金）

※1：表はこれまでの米・水田政策の変遷の概要を整理したものであり、簡略的な標記とするため、年度による施策の名称の変更が正確に反映されていない場合などがあることに留意が必要。

※2：2018年からは生産数量目標の配分が廃止されたため、生産調整実施者への支援ではない。

長野県内の情勢及び令和8年度の米政策の推進について

長野県上伊那農業農村支援センター

1 令和7年産主食用米の需給調整の実施結果について

(1) 県全体の状況

地域間調整後の目安値は前年比 524ha の増加、主食用米の作付面積は前年比 1,051ha 増加となり、目安値 28,996ha に対して作付実績は 29,624ha（目安値比 + 628ha）となった。

（単位：ha）

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
生産数量目安値 (①)	30,831	30,137	29,109	28,481	28,472	28,996
作付実績 (②)	30,333	29,986	29,223	28,681	28,573	29,624
作付オーバー面積 (②-①)	▲498	▲151	114	200	101	628
作付削減面積 (②の前年差)	▲301	▲347	▲763	▲542	▲108	1,051

(2) 各地域の状況

59 地域協議会のうち、46 地域協議会において目安値内での生産、13 地域協議会で目安値を超える作付となった。

＜令和7年産の地区別の実施状況＞

地域振興局	主食用等米の生産数量目安値 ① (トン)	地域間調整後作付目安面積 ② (ha)	作付実施面積 ③ (ha)	作付オーバー — ④=③— ② (ha)	作付オーバー率 ④／② (%)
佐久	22,192	3,384	4,009	625	18.5
上田	14,850	2,486	2,563	77	3.1
諏訪	12,140	1,909	1,921	13	0.7
上伊那	26,855	4,303	4,350	47	1.1
南信州	9,882	1,484	1,451	▲33	▲2.2
木曾	1,648	247	242	▲5	▲1.9
松本	41,708	6,547	6,553	6	0.1
北アルプス	18,812	3,115	3,113	▲2	▲0.1
長野	18,053	3,070	3,001	▲69	▲2.2
北信	13,167	2,452	2,421	▲31	▲1.3
県計	179,307	28,996	29,624	628	2.2

注) 1 作付オーバー④は、②、③の面積の四捨五入の関係で一致しない

2 県計は、四捨五入の関係で地域振興局の合計と一致しない

(3) 上伊那の状況

8 地域協議会のうち、4 地域協議会において目安値内の生産、4 地域協議会で目安値を超える作付となった。

＜令和7年産の上伊那の実施状況＞

市町村	主食用等米の生産数量目安値（調整後） ① (トン)	地域間調整後作付目安面積 ② (ha)	作付実施面積 ③ (ha)	作付オーバー ④=③-② (ha)	作付オーバー率 ④／② (%)
伊那市	11,869.9	1,831.8	1,868.6	36.8	102.0
駒ヶ根市	4,590.7	724.1	728.2	4.1	100.6
辰野町	1,628.7	262.7	262.7	0.0	100.0
箕輪町	2,245.0	350.8	362.7	12.0	103.4
飯島町	3,054.0	485.5	474.0	▲ 11.5	97.6
南箕輪村	1,464.9	223.3	234.2	10.9	104.9
中川村	1,319.4	212.5	207.9	▲ 4.5	97.9
宮田村	1,333.5	212.7	212.0	▲ 0.6	99.7
上伊那計	27,506.1	4,303	4,350	47	1.1

注) 1 作付オーバー④は、②、③の面積の四捨五入の関係で一致しない

2 上伊那計は四捨五入の関係で一致しない

3 令和7年産加工用米・新規需要米・備蓄米の実施状況について（県全体）

用途限定米穀（加工用米、新規需要米、備蓄米）については、主食用米の流通不足や価格高騰の影響により、米粉用米以外で作付面積が減少した。備蓄米については入札が行われなかつたことから、全体で前年比 888.1ha の減少となる見込み。

年 産	加工用米	新規需要米				備蓄米	合 計
		米粉用米	飼料用米	W C S	新市場開拓（輸出）		
R 7年産①	422.6	35.5	135.7	232.7	175.5	0	1,001.9
R 6年産②	755.6	31.2	306.0	285.1	296.5	215.5	1,890.0
R 5年産	733.1	24.0	428.6	265.3	245.3	256.6	1,953.0
増減 ①-②	▲333.0	4.3	▲170.3	▲52.4	▲121.0	▲215.5	▲888.1

注) 四捨五入の関係で増減値は一致しない。

4 令和8年産主食用米の目安値について

(1) 国の基本指針に掲げる令和8年産主食用米等生産量 (R7. 10. 31 公表)

711万トン

(2) 県域の生産数量目安値

182,301トン

(3) 県農業再生協議会地方部別の生産数量目安値

地 域 振興局	令和8年産 米生産数量 目安値	<参考> 令和7年産 米生産数量 目安値	増減 前年対比
佐 久	22,503 トン (3,480ha)	22,192 トン (3,401ha)	311 トン 101.4%
上 田	15,104 トン (2,545ha)	14,850 トン (2,468ha)	254 トン 101.7%
諏 訪	12,349 トン (1,939ha)	12,140 トン (1,905ha)	209 トン 101.7%
上伊那	27,314 トン (4,294ha)	26,855 トン (4,202ha)	459 トン 101.7%
南信州	10,050 トン (1,738ha)	9,882 トン (1,686ha)	168 トン 101.7%
木 曽	1,676 トン (314ha)	1,648 トン (308ha)	28 トン 101.7%
松 本	42,420 トン (6,615ha)	41,708 トン (6,477ha)	712 トン 101.7%
北アルプス	19,134 トン (3,146ha)	18,812 トン (3,107ha)	322 トン 101.7%
長 野	18,359 トン (3,230ha)	18,053 トン (3,127ha)	306 トン 101.7%
北 信	13,392 トン (2,421ha)	13,167 トン (2,359ha)	225 トン 101.7%
県 計	182,301 トン (29,722ha)	179,307 トン (29,041ha)	2,994 トン 101.7%

令和8年度の米政策の推進について

令和7年11月25日
長野県農業再生協議会

1 基本的な考え方

令和7年産米を取り巻く全国の情勢については、作況単収指数は「102」(10月25日現在)、主食用米の作付面積については主食用米の供給不足と米価高騰を背景に前年実績から10.8万haの増加となった。主食用米の収穫量は、国が当初定めた適正生産数量である683万玄米トンを上回る746万8千玄米トン(生産者ふるい目で718万1千玄米トン)と見込まれているが、米価は引き続き高値で推移している。

国は、米価高騰の背景について、高温障害等による精米歩留まり低下に起因する玄米ベースでの必要量の増加や、インバウンド需要や家計消費量の一人当たりの消費量の増加により、需要量に対し生産量が不足したためと分析している。

これらの反省を踏まえ、令和7/8年以降の需給見通しは精米ベースの消費量の実績やインバウンド需要、精米歩留まり等を考慮して算出された。

また、令和8年産の適正生産量は、令和8/9年の需要量694万~711万玄米トンに対して余裕を持った数量として需要量見通しの最大値に合わせて711万玄米トンと設定され、来年6月末の民間在庫量は、適正水準の範囲内(180万~200万玄米トン)を大きく上回る215万~229万玄米トンとなる見通しである。

民間在庫が増加すれば米価が下がる傾向があることを踏まえ、国としては十分な生産量が確保されていると発信しているが、令和7年11月時点では米価の高止まりが続いている。稲作経営は、主食用米の流通の多様化やインバウンドを含めた今後の需要動向、生産コストの高騰など、先行き不透明な要因を多く抱えている。

このような状況の中、稲作経営の安定化を図るためにには、引き続き主食用米の需要に応じた生産に取り組むことが必要となっており、国は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」などによる支援を継続するとともに、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって生産が行えるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって主食用米の需給に応じた生産を推進することとしている。

また、米の需給及び価格の安定を図っていくためには、産地が実需者のニーズを的確に把握し、実需者としっかりと結びついた複数年・播種前契約等の安定的な取引関係を構築することが重要としている。

本県においても國の方針を踏まえ、米価と供給の安定のため、引き続き、農業再生協議会が中心となり、県、協議会の構成員(県、市町村、JAグループ、集荷業者ほか関係機関・団体)が、密接な連携と適切な役割分担の下、全ての農業者が協調して、主食用米の需要に応じた生産に取り組めるよう一丸となって推進する。

さらに、地域自らの発想・戦略と地域の合意による「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特性に応じた水田農業を推進するとともに、農家の所得向上を図るため、関係者が一

丸となって麦・大豆及び園芸品目等の需要の見込める品目の導入による経営の複合化、県産米の高品質化やブランド化、スマート農業技術の導入による農作業の効率化や徹底した生産コストの削減に取り組み、水田農業の体質強化を図るものとする。

2 具体的な推進方策

(1) 主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進

ア 推進体制

県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となって、需要に応じた主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりや水田農業の体質強化を図る。

イ 主食用米の需要に応じた適正生産の推進

① 主食用米の需要に応じた適正生産については、国が示す需給見通しを参考に県内需要を踏まえ、県農業再生協議会が定める生産数量目安値（以下「目安値」という。）により進めるものとし、令和8年産米の目安値は、別紙「主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進について」により算定し、県農業再生協議会地方部に提示する。

取組に当たっては、農業再生協議会を中心とした農業者、農業者団体の主体的な取組と行政のきめ細かな対応により、各地域において、全ての農業者が協調して目安値に沿った生産が行われるよう努める。

- ② 令和8年産において目安値の範囲内での生産が困難となる恐れのある地域農業再生協議会については、「行動計画」の策定を行い、これに沿った取組を行う。
- ③ 目安値の100%活用による主食用米の生産を推進するため、JAグループが主体となって、目安値の地域間調整に取り組む。
- ④ 実需者との結び付きの強化や安定的な取引を積極的に進めるため、主食用米（酒造好適米を含む）について複数年・播種前契約の取組を推進する。
- ⑤ 主食用米とは別枠で生産できる用途限定米穀（加工用米、新規需要米（飼料用米、稻発酵粗飼料用稻、米粉用米、新市場開拓用米等）、備蓄米について、積極的な取組を推進することにより、主食用米の適正生産を進める。
- ⑥ 地域の米の需要動向を客観的に見極め、需要に応じた主食用米の適正生産を産地自らが推進することが求められていることから、消費者・流通業者の評価や需給動向など米づくりに関する情報のより積極的な収集・共有に努める。

ウ 水田収益力強化ビジョンの策定・推進

- ① 農業再生協議会は、国の「水田活用の直接支払交付金」などの支援措置を最大限に活用し、水田のフル活用を進めるため、目安値を踏まえた主食用米の適正な作付けのほか、水田への加工・業務用野菜等の園芸作物の導入や麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、需要が期待できる新規需要米の作付け目標や導入する技術など、水田活用の取組方針を記載した「水田収益力強化ビジョン」（以下「ビジョン」）

という。)を策定し、構成機関・団体との密接な連携により、計画の実現に向けた取組を推進する。

- ② ビジョンの策定に当たっては、地域の水田農業の担い手や農地の利用集積の目標等について、集落段階での話し合いと合意形成を行い、その実現に向けて地域の関係者が一体となった取組を推進する。

なお、地域の水田農業を担う十分な担い手の確保・育成が困難な地域等にあっては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織、作業受託組織等の多様な担い手による生産体制の整備を図る。

エ 経営所得安定対策等の活用

水田を活用した戦略作物(麦、大豆、飼料作物、新規需要米等)や地域振興作物(そば、野菜等)の生産振興、畑地への麦、大豆、そば等の作付けなどにより、農業者の経営安定に向けた取組を推進するため、農業再生協議会の関係者が連携し、農家、集落営農組織等に対してきめ細かな説明等を行い、経営所得安定対策等の有効な活用を図る。

- ① 「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」は、交付対象者が認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者に限定されていることから、多くの農業者が交付対象となるよう、地域農業再生協議会と連携し、担い手への誘導を図る。
- ② 「水田活用の直接支払交付金」は、水田機能等を有効に活用し、戦略作物や地域振興作物の作付拡大、産地づくりを進めるため、積極的な活用を図る。

また、これまで需給調整に参加してこなかった生産者に対しても積極的に活用を促し、目安値に沿った生産へと誘導を図る。

- ③ 地域の特色ある魅力的な產品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な「産地交付金」を十分活用する。

オ 農業保険制度の活用推進

農業者が、自ら自然災害や価格下落等のリスクに対する備えを行い、経営安定を図るためにセーフティネット対策として、「収入保険制度(農業経営収入保険事業)」又は「農業共済及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」のいずれかを選択して加入が進むよう、制度の周知徹底と加入推進を行う。

なお、収入保険制度への加入に当たっては、青色申告による税務申告が要件となることから、農業者への情報提供に配意する。

(2) 消費者に信頼される安全・安心な米づくりの推進

生産段階における栽培履歴の記帳の徹底及びGAPの取組、及び国の「みどりの食料システム戦略」等をふまえた環境にやさしい米づくり等の推進により、自然環境の保全、食品安全の確保、労働安全の確保を図り、消費者に信頼される安全・安心な米づくりを推進する。

(3) 水田農業の体質強化への取組推進

地域計画と連動した農地利用の検討と並行して、輸出による新たな需要開拓や、地域内での輪作体制の構築等、水田農業の体質強化に向けた取組を積極的に推進する。

ア 需要に応じた生産の推進【競争力アップ】

- ① 意欲ある農業者による米の輸出を促進し米の販路を拡大するため、輸出に取り組む農業者の掘り起こしを積極的に行うとともに、県内輸出事業者と連携して県内における輸出の機運の醸成と、輸出米の産地化を推進する。
- ② 麦・大豆・そばについては、基本技術の励行を再徹底し、収量と品質の向上を図るとともに、2年3作の栽培体系の導入やブロックローテーションの再構築などによる作付けの集約化を進める。
- ③ 県内ニーズが高い加工用米や飼料用米など用途限定米穀について、それぞれの経営状況に応じた取組を進める。

イ 品質向上・高付加価値化【ブランド力アップ】

- ① 実需者・消費者に選ばれる高品質な米生産を進めるために、高温登熟障害（・斑点米カムシ・雑草イネなどへの対策の実施、適正な肥培管理技術等を徹底する。
- ② 1等米比率全国1位を目標に、各地域におけるプロジェクトチームにより地域課題の解決に向けてきめ細やかな技術指導を展開する。
- ③ 県オリジナル米「風さやか」を始め、大麦・小麦・大豆・そばにおいてもオリジナル品種を中心に、実需者ニーズに沿った品種の作付誘導を栽培技術と合わせて計画的かつ戦略的に進め、実需者から信頼される産地形成を進める。
- ④ 産地の立地状況などを踏まえ、特別栽培米など良品質かつ個性ある米の生産を推進する。

ウ 地域の実情に応じた生産効率化・省力化【収益力アップ】

- ① スマート農業技術等の活用について、平坦地ではスケールメリットを活かした低成本運用、担い手減少に悩む中山間地では共同利用などによる省力化等、地域の実情に合った農作業の効率化・省力化を図る。
- ② 地域の水田農業の構造改革を進めるため、「地域計画」のブラッシュアップ等に合わせた地域の話し合いを支援し、地域農業を牽引する経営体への集約化やほ場の団地化等による作業の効率化を図る。
- ③ 環境にやさしい農業の推進による肥料・農薬の使用量の削減等により生産コストの削減を進める。